

令和2年第4回（12月）町議会定例会提出議案等の概要

○議案第83号 宇治田原町自治功労者の表彰について

〔総務課〕

田中修氏並びに原田周一氏の両氏は、平成20年11月15日から令和2年11月14日までの12年間の長きにわたり町議会議員の職にあったため、宇治田原町自治功労者表彰条例第2条第3号の規定により、表彰するもの。

○議案第84号 令和2年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）

〔企画財政課〕

人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正をはじめ、新市街地都市公園整備事業費や地域公共交通事業者支援事業費を補正するもの。

既定額	7,179,491千円
補正額	△1,297千円
計	7,178,194千円

【主要事業】

・ふるさと納税推進事業費	1,540千円
・地域公共交通事業者支援事業費	253千円
・新市街地都市公園整備事業費	20,366千円

○議案第85号 令和2年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

〔健康対策課〕

人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費等を補正するもの。

既定額	1,087,617千円
補正額	△1,599千円
計	1,086,018千円

○議案第86号 令和2年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）

〔福祉課〕

〔保険事業勘定〕

人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費等を補正するもの。

既定額	794,928千円
補正額	△102千円
計	794,826千円

○議案第87号 令和2年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）

〔上下水道課〕

人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費を補正するもの。

収益的	支出	既決予定額	272,493千円
		補正予定額	△963千円
		計	271,530千円

資本的	支出	既決予定額	343,458千円
		補正予定額	△93千円
		計	343,365千円

○議案第 88 号 令和 2 年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

〔上下水道課〕

人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費を補正するもの。

収益的 収入	既決予定額	505,943 千円
	補正予定額	△1,401 千円
	計	504,542 千円

支出	既決予定額	494,889 千円
	補正予定額	△1,377 千円
	計	493,512 千円

資本的 支出	既決予定額	477,970 千円
	補正予定額	△24 千円
	計	477,946 千円

○議案第 89 号 宇治田原町議会議員及び宇治田原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定するについて

〔総務課〕

公職選挙法の一部を改正する法律が公布されたことから、改正法の趣旨に基づき、選挙の立候補に係る環境改善のため、選挙運動の公費負担について、必要な事項を定めるもの。

○議案第 90 号 宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔福祉課〕

令和 2 年 3 月 31 日に公布された地方税法等の一部を改正する法律が令和 3 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、本条例について所要の改正を行うもの。

改正内容は、延滞金算出の際に用いる割合の名称等を変更するもの。

○議案第 91 号 宇治田原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔健康対策課〕

令和 2 年 3 月 31 日に公布された地方税法等の一部を改正する法律が令和 3 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、本条例について所要の改正を行うもの。

改正内容は、延滞金算出の際に用いる割合の名称等を変更するもの。

○議案第 92 号 宇治田原町インターチェンジ周辺環境保全特別用途地区条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔まちづくり推進課〕

建築基準法が一部改正されたことに伴い、項ずれが生じたことから所要の改正を行うもの。

○議案第 93 号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都府市町村職員退職手当組合同約の変更について

〔総務課〕

京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体に相楽東部広域連合を加え、組合同約を変更することについて、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を得ようとするもの。

**○議案第 94 号 宇治田原町公平委員会委員の選任について**

〔総務課〕

現公平委員会委員である谷川利明（たにがわ としあき）氏の任期が令和 2 年 12 月 21 日をもって満了となることから、同氏を再任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるもの。

**○議案第 95 号 宇治田原町公平委員会委員の選任について**

〔総務課〕

現公平委員会委員である植村良信（うえむら よしのぶ）氏の任期が令和 2 年 12 月 21 日をもって満了となることから、同氏を再任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるもの。

**○議案第 96 号 宇治田原町教育委員会委員の任命について**

〔学校教育課〕

現教育委員会委員である杉野三千代（すぎの みちよ）氏の任期が令和 2 年 12 月 20 日で満了となることから、同氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるもの。